

令和2年度  
横浜市環境衛生業務実施結果



横浜市保健所

# 環境衛生業務実施結果目次

項目	ページ
I はじめに	1
II 実施期間	1
III 環境衛生関係施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策	1
IV 重点取組事項	3
1 大規模イベントに向けた環境衛生対策の強化	3
2 蚊媒介感染症対策	4
V 監視指導業務	7
VI 感染症対策業務	11
VII 調査・啓発事業	14
VIII 環境衛生関係の相談対応や啓発	14
IX 自主衛生管理の推進	15
X 今後の取組について	15

# 令和2年度 横浜市環境衛生業務実施結果

## I はじめに

横浜市保健所では、安全で快適な市民生活を確保するため、毎年度、「横浜市環境衛生業務実施計画」を策定し、業務を実施しています。

令和2年度は、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以降、東京2020大会）に向けた環境衛生対策の強化」と「蚊媒介感染症対策」を重点取組事項としていました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の全国的な流行拡大や緊急事態宣言の発令もあり、環境衛生業務に関しても、業務を見直しながら進める必要がありました。

そのような状況の中でも、市民の皆様の日常生活に密接な関係のある理容所、美容所、クリーニング所や公衆浴場等への定期的な監視指導、住まいの衛生やねずみ・衛生害虫等に係る相談対応を行いました。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、業種別ガイドラインの周知、消毒や換気に関する啓発を緊急対策として実施しました。

令和2年度の業務実施計画に基づく実施結果についてお知らせします。

## II 実施期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで



## III 環境衛生関係施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の大規模な流行に伴い、環境衛生関係施設等においても社会経済活動を維持しつつ、適切な感染防止対策を実施することが求められました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、関係団体等が作成した「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための業種別ガイドライン」、消毒方法や換気方法についての啓発チラシの郵送等により啓発指導を行いました（表1）。

あわせて、生活衛生関係事業者向けの新型コロナウイルス感染症対策のホームページを開設し、情報提供に努めました。

<ホームページ URL>

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/hokenjo/kansensyotaisaku.html>





## IV 重点取組事項

### 1 大規模イベントに向けた環境衛生対策の強化

東京 2020 大会においては、横浜市の会場でも試合が行われ、国内外から多くの人が来場することが予想されました。そこで、イベント開催に伴い不特定多数の人が利用することが想定される、競技会場や宿泊施設、大型商業施設への立入検査を実施し、感染症や衛生害虫等の対策や、様々な場所に設置されるミスト発生装置のレジオネラ症予防対策について啓発することを、大規模イベントに向けた環境衛生対策の強化として計画しました。

その後、新型コロナウイルス感染症流行のため、本大会開催は延期となりましたので、立入検査等一部内容を変更し、実施しました。

#### (1) 興行場、旅館業施設、特定建築物、公衆浴場、住宅宿泊事業届出住宅等への立入検査

東京 2020 大会開催に伴い不特定多数の市民や観光客が利用すると予想された施設を対象に、令和元年度から令和 2 年度にかけて立入検査を実施し、法令に基づく適正な衛生管理が行われていることを確認しました（表 2）。

立入検査時に、各施設における感染症対策や、トコジラミ等の衛生害虫対策について、チラシを配布し啓発しました。併せて、旅館業施設に対し、宿泊者名簿の作成、保管が適切に行われるよう、チラシを用いて重点的に指導しました。

なお、本大会開催が延期となりましたので、令和 3 年度にかけての立入検査計画に変更しました。

表 2 監視施設数

	旅館	興行場	特定建築物	公衆浴場	プール	温泉	民泊	合計
監視施設数	31	9	41	44	2	1	2	130
監視回数	33	9	41	50	2	1	2	138

(表)

詳細・ホテル営業、旅館業営業等の方へ

### 宿泊者名簿の記載・保管を適切に行いましょう

国際的な大規模イベントの開催時には、国内からだけでなく海外からの訪問者も多く宿泊することが見込まれます。  
旅館業（旅館・ホテル、旅館宿舎）の施設では、宿泊者の氏名等を記した宿泊者名簿を作成し、保管することが、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）で義務付けられています。  
次のとおり宿泊者名簿の適切な記載及び保管を行います。  
● 宿泊者名簿の記載等を行った場合は、旅館業法による罰則が適用される場合があります。

- 宿泊者名簿には次の項目を記載します。宿泊者に対し正確な記載を働きかけるなどして、旅館業の責任において作成してください。
 

①氏名	②住所	③職業
④氏名	⑤出生地	⑥国籍
⑦性別	⑧出生年月日	⑨年齢
⑩国籍	⑪滞在理由	⑫滞在期間
- 日本国内に住所を有さない外国人の宿泊者には、旅券（パスポート）の提示を求めるとともに、旅券（パスポート）の写しをとってください。  
● 当該宿泊者に旅券の提示を求められた場合は、旅券の提示により提示を求めていることを説明し、旅券を提示してください。その上で、さらに提示を求めた場合は、旅券不提示の可能性のあるものとして、最悪の事態に備える等適切な対応を行ってください。

旅館による「パスポート提示等のお願い」を添付していますので、ご確認ください。

- 宿泊者名簿及び外国人宿泊者の旅券（パスポート）の写しは、作成した日から 3 年間保存してください。

宿泊者名簿記載例

STAY CARD		OCCUPATION	
氏名 NAME	性別 SEX	職業 OCCUPATION	
住所 ADDRESS	年齢 AGE		

(裏)

パスポート提示等のお願い

厚生労働省

日本政府は、法令に基づき、2005 年 4 月 1 日から「日本国内に住所を有さない外国人」の方の宿泊に際しては、\*氏名 \*住所 \*職業 等の記載に加えて\*国籍 及び \*旅券番号 の記載とパスポートの提示及びコピーを義務付けましたので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

Request for producing of passports, etc.  
for identification purposes  
Ministry of Health, Labour and Welfare

Since April 1, 2005, under the relevant laws and regulations, the Japanese Government is requiring "foreign nationals who do not possess an address in Japan" to provide their \*name, \*address, and \*occupation, number in addition to their \*name, \*address, and \*occupation, and produce and make a copy of their passport upon checking in at lodgings. Your understanding and cooperation is appreciated.

여권 제시 등의 부탁

후생 노동성

일본 정부는 법령에 의거하여 2005년 4월 1일부터 「일본 국내에 주소를 갖지 않는 외국인」이 숙박할 때에는 \*이름 \*주소 \*직업 등의 기재이 추가적으로 \*국적 및 \*여권번호 기재와 여권 제시 및 복사를 의무화하였으므로 이해와 협력을 부탁드립니다.

請出示护照等

啓発用チラシ「宿泊者名簿の記載・保管を適切に行いましょう」（抜粋）

## (2) ミスト発生装置のレジオネラ症予防対策

大規模イベントの暑さ対策としてミスト発生装置の設置が増加すると予想されたため、ミスト発生装置を設置する施設に対し、適切な衛生管理を行い、汚染されたミストによるレジオネラ症等の感染症の発生を予防するよう、チラシを配布し啓発しました。

### ご存じですか？ ミスト発生装置の衛生管理

近年、夏の暑さ対策として、ミスト(微細な水の粒)を発生する装置が広く活用されています。  
ミスト発生装置の管理が不十分な場合、細菌に汚染されたミストによる感染症等\*の  
原因となるおそれがあります。適切に管理しましょう。  
(※表裏もご覧ください。)

**どのように管理すればいいの？**

ミスト発生装置には、通常、給水タンクやホースがついています。  
以下の点に留意して、清潔に保ちましょう。 ミスト発生装置  
具体的な管理方法については、製造メーカーが作成している取扱説明書も確認しましょう。

- 水道水を使用しましょう
- 使用開始前に、給水タンクやホース等の**清掃**をしましょう
- 給水タンク内の水は**毎日**入れ替えましょう
- 使用期間中は給水タンクやホース等に**ヌメリ・汚れ**がないか定期的に確認し、ヌメリ・汚れが見られたら清掃しましょう
- 長期間使用しないときは水を抜いて清掃し、十分**乾燥**させましょう

給水タンクが清掃不可の場合もあります。  
管理方法については、製造メーカーにお問い合わせください。

◀ ポータブル型給水タンク 写真提供: パナソニック株式会社

(表)

### ミストによる感染に注意が必要な感染症

## レジオネラ症 知っていますか？

レジオネラ症とは、レジオネラ属菌を含むミストを吸入することで肺炎などを起こす感染症です。  
高熱や呼吸困難などの症状が現れる「レジオネラ肺炎」と、発熱や筋肉痛などの症状が現れる  
「ポンティアック熱」に分けられ、レジオネラ肺炎型の場合、亡くなることもあります。

レジオネラ肺炎	ポンティアック熱
高熱、呼吸困難、筋内痛、吐き気、下痢、意識障害	発熱、寒気、筋内痛
2～10日	12時間～3日
急速に重症化し、亡くなることもある	軽微 一般に軽微で、数日で治ることが多い

### レジオネラ属菌って何？どうやって増殖するの？

ヌメリの内部に生息するアメーバ\*の中で増殖する細菌です。 ※微生物(原生動物)の一種

- ① タンク内などのヌメリのある場所にアメーバが生息
- ② アメーバの中で増殖、アメーバが破綻し、飛び出す
- ③ レジオネラ属菌を含むしぶきを吸い込んで感染

お問合せ先 (各区福祉保健センター生活衛生課)

区	電話	FAX	区	電話	FAX	区	電話	FAX
札幌	510-1845	510-1718	札幌	334-6363	333-6309	札幌	978-2465	978-2423
旭川	411-7143	411-7039	旭川	954-6166	952-1504	旭川	948-2358	948-2388
函館	320-8444	320-2907	函館	750-2452	750-2548	函館	866-8476	866-2513
仙台	224-8339	681-8323	仙台	788-7873	784-4600	仙台	894-6957	895-1759
新潟	341-1192	341-1189	新潟	540-2372	540-2342	新潟	800-2452	800-2516
金沢	847-8445	846-9981	金沢	930-2368	930-2367	金沢	367-5752	367-2842

発行 ● 横浜市 健康福祉局 生活衛生課 (電話 045-671-2456 FAX 045-641-6074) 令和2年1月

(裏)

## 啓発用チラシ「ご存知ですか？ミスト発生装置の衛生管理」

## 2 蚊媒介感染症対策

蚊が媒介する感染症には、デング熱やジカウイルス感染症(ジカ熱)、チクングニア熱、ウエストナイル熱などの輸入感染症や日本脳炎など様々な種類があります。

このような蚊媒介感染症を予防するため、市民の皆様に向けて蚊媒介感染症に関する周知・啓発を行いました。また、感染リスクの把握のため、蚊媒介感染症のサーベイランス\*事業、蚊の生息調査方法のひとつである人囮法の習得のための職員向け研修を実施しました。

※感染症等の発生状況を継続的に調査、監視すること

### (1) 蚊媒介感染症予防に関する周知・啓発

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い海外への渡航中止勧告の発出や日本への入国制限措置がなされている中ではありましたが、蚊媒介感染症の防止には蚊を増やさない・蚊に刺されない対策の継続的な実施が重要であることから、チラシ、ホームページ等を活用し市民の皆様へ広く啓発を行いました。

デング熱やジカウイルス感染症の予防のために

# 蚊

増やさない

# 蚊

刺されない

住みにくい  
なつたな草



飲料に水がたまる入れ物やゴミを  
毎日必ず取り除き、乾燥させましょう。

蚊の生息の主な場所



日当たりの悪い場所や  
よみ草

蚊の生息を防ぐための対策



ハイキングやキャンプなどでは  
蚊帳・蚊取り剤を使用

蚊の発生防止に効果的な対策



蚊の発生防止に効果的な対策  
は、蚊帳・蚊取り剤の使用です。

※ 厚生労働省 健康政策課 健康政策課 (電話) 045-671-2456 FAX 045-641-6074

## 啓発用ポスター 「蚊を増やさない・蚊に刺されない」

## (2) 蚊のサーベイランス事業

蚊の生息状況を把握するとともに、蚊媒介感染症のウイルスを保有する蚊が生息していないかを調査するため、市内の公園等で蚊の捕獲を行い、蚊媒介感染症ウイルスの保有状況について調査を行いました（表3）。

調査の結果、捕獲された蚊から蚊媒介感染症ウイルスは検出されませんでした。なお、調査は市内25か所（公園等）で実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症流行のため、東京2020大会競技会場周辺等主要公園8か所での実施としました。

実施時期：令和2年5月中旬から10月上旬まで

実施回数：山下公園、新横浜公園 他5か所 月2回×6か月、 合計12回  
シンボルタワー 月2回×5か月 合計10回

調査地点数：市内公園等8か所

（CDCライトトラップ法：7か所（8\*定点）、延べ94ポイント

人囮法：4か所（各3定点）

※新横浜公園（日産スタジアム）については、東ゲートと西ゲートの2か所で調査を実施

表3 蚊の生息状況調査結果（CDCライトトラップ法）（平成28年度～令和2年度）

調査年度	調査期間	調査地点	調査期間	捕獲蚊		デングウイルス等*
				種類	全捕獲数	
28年度	5～10月	25	22週	6属11種	10,548	全て不検出
29年度	5～10月	25	22週	5属10種	10,685	
30年度	5～10月	25	22週	5属10種	10,284	
令和元年度	5～10月	26	22週	7属11種	11,142	
令和2年度	5～10月	8	12週	4属7種	2,821	

※ フラビウイルス属（デングウイルス、ジカウイルス、ウエストナイルウイルス、日本脳炎ウイルス）及びチクングニアウイルス

## 蚊の生息状況調査方法について

蚊のサーベイランス事業では、2つの調査方法により、蚊成虫の生息状況を調査しました。「CDCライトトラップ法」は山下公園、横浜公園、大通り公園、港の見える丘公園、新横浜公園、新横浜駅前公園、臨港パーク及びシンボルタワーで実施し、「人囮法」は山下公園、横浜公園、大通り公園及び新横浜公園で実施しました。



CDCライトトラップ法

- ・装置を夕方から翌日午前中まで設置
- ・その地点にいる蚊の種類相の調査に適している



人囮（ひととり）法

- ・調査者が捕虫網を足元で8分間振り蚊を採取する方法
- ・短時間で調査が可能
- ・昼間に活動するヒトスジシマカ等の調査に適している

### (3) 感染症媒介蚊生息調査研修

デング熱やジカウイルス感染症等の蚊媒介感染症の市内感染症例が発生した場合、推定感染地等の蚊の生息状況を把握することにより感染拡大リスクを判断し、リスクに応じた対策を迅速に講じる必要があります。

そのため、国立感染症研究所が推奨する蚊の生息調査法である人囀法（8分間スリーピング法）の手技や蚊の種類の種類同定方法の知識を身に付けることを目的とした職員研修を行いました。

また、東京2020大会開催の延期にあわせ、当初令和2年度に予定していた蚊媒介感染症発生時対応訓練は令和3年度の本大会開催前に実施することとしました。

## V 監視指導業務

### 1 営業関係施設

環境衛生営業施設の立入調査を実施し、施設の衛生管理状況等の確認を行いました（表4）。管理の不備があった場合は、改善を指導するとともに改善状況の確認を行いました。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症流行状況を踏まえ、立入調査と郵送による啓発指導を併用しました。なお、監視指導実施時には、関係団体等が作成した「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための業種別ガイドライン」を周知しました。

表4 環境衛生営業施設の監視指導件数

業種	対象施設数	監視施設数（延べ件数）
旅館・ホテル	406	68
興行場	91	26
公衆浴場	296	86
理容所	1,660	262
美容所	4,516	391
クリーニング所	1,605	455
化製場・死亡獣畜取扱場	2	0
家畜及び家禽舎	222	64
産あい物処理業	1	0
温泉利用許可施設	64	34
プール・海水浴場	151	33
合計	9,014	1,419



公衆浴場



興行場



## 2 特定建築物・建築物登録業

多くの人を利用する大規模なオフィスビルやショッピングセンターなどのうち、建築物衛生法<sup>\*</sup>により衛生的な環境を保つための管理が義務付けられている施設(特定建築物)を対象に、立入調査を実施しました(表5)。また、清掃や空気環境測定等の維持管理を行う専門の事業者(建築物登録業)の事業所に立入調査を行いました。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえ、立入調査と郵送による啓発指導を併用しました。

新型コロナウイルス感染症の予防対策としては、市内全ての特定建築物維持管理権原者に対して、空気環境の測定結果や換気設備等の維持管理状況の確認を行い、適切な換気を行うことや、テナントの飲食店等に業種別ガイドラインを周知するよう郵送で啓発しました。また、立入調査時にも新型コロナウイルス感染防止策について周知啓発を行いました。

※ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律

表5 特定建築物・建築物登録業の監視指導件数

	対象施設数	監視施設数 (延べ施設数)	監視結果(主な不適事項)
特定建築物	1,442	224	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空気環境測定結果(相対湿度・温度等)が基準を満たしていない</li> <li>・加湿装置及び排水受けの点検・清掃が十分でない</li> </ul>
建築物登録業	450	37	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務に使用する機械器具の台帳が整備されていない</li> <li>・従事者の研修が適正に実施されていない</li> </ul>

### 特定建築物とは？

特定建築物とは、多数の方が利用する建築物のうち、建築物衛生法で定める床面積以上<sup>\*</sup>の大きさの、百貨店・オフィスビル・図書館等の大規模な施設のことです。

※ 興行場、百貨店、店舗、事務所、学校などの用途に用いられる部分が3,000m<sup>2</sup>以上(第1条学校等<sup>\*</sup>)では8,000m<sup>2</sup>以上)

(\* : 第1条学校等とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園のことをいいます。)



### 建築物登録業とは？



建築物登録業とは、建築物の環境衛生上の維持管理(清掃、空気環境測定、排水管清掃など)を行う事業者のうち、従事者の資格や使用機器等、建築物衛生法で定める一定の要件を満たしており、横浜市長の登録を受けている事業者をいいます。

### 3 専用水道・簡易給水水道の衛生対策、受水槽施設に対する指導

受水槽とは、マンションや事務所ビルに設置されている飲料水を貯めておくタンクのことです。維持管理を怠ると、飲料水が汚染され、健康被害を招く恐れがあるため、法律や条例で定期的な清掃や管理状況検査の受検などが義務付けられています。

受水槽が設置されている水道施設は、受水槽の有効容量（貯められる水の量）や設置形態などによって分類され、それぞれ管理基準が定められています（表6）。

表6 受水槽が設置されている水道施設の種類及び管理基準

種別	受水槽の有効容量 及び設置形態等 (設置件数：令和3年3月末現在)	必要な管理	
		受水槽の 清掃	管理状況検査等
簡易専用水道	10m <sup>3</sup> 超 (6,249件)	毎年1回 以上定期に 実施すること	管理状況検査を 毎年1回以上定期に受検すること
小規模受水槽水道	8m <sup>3</sup> 超 (897件)		自己点検を実施すること
	8m <sup>3</sup> 以下 (地下式：349件)		
	8m <sup>3</sup> 以下 (床上市式・ビルピット式 ：5,815件)		

#### (1) 管理状況検査の受検指導

管理状況検査の受検義務があるにもかかわらず受検していない受水槽の設置者に対して、管理状況検査を受検するよう指導を行いました（表7）。令和2年度の受水槽種別ごとの受検施設数及び受検率は表8のとおりでした。

表7 管理状況検査の受検指導実施状況

種別	指導対象施設数 (令和元年度 未受検施設) (A)	受検 施設数 (B)	廃止等 施設数 (C)	未受検 施設数 (A)-(B) -(C)	受検率(%) (B/(A-C))
簡易専用水道	691	358	77	256	58.3
小規模 受水槽 水道	有効容量8m <sup>3</sup> 超	46	11	71	39.3
	有効容量8m <sup>3</sup> 以下 (地下式)	132	26	24	24.1

表8 管理状況検査の受検施設数及び受検率（令和3年3月末現在）

種別	施設数*	受検 施設数	受検率 (%)
簡易専用水道	6,249	5,693	91.1
小規模 受水槽 水道	有効容量8m <sup>3</sup> 超	772	86.1
	有効容量8m <sup>3</sup> 以下 (地下式)	238	68.2
簡易給水水道	9	9	100

※受検義務のある施設

## (2) 受水槽施設への立入調査

管理状況検査の結果、不適事項があった受水槽施設に立入調査を実施し、改善措置を行うよう指導しました（表9）。また、必要に応じて直結給水方式（受水槽に飲料水を貯めず、水道管から直接給水する方式）へ切り替えるよう助言しました。

令和2年度の立入調査は新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえ、特に健康を害する恐れのある不適事項があった受水槽施設等に限定して行いました。

表9 受水槽施設立入調査件数（延べ施設数）

	対象施設数	立入施設数
簡易専用水道	6,249	220
小規模受水槽水道	7,061	83
合計	13,310	303

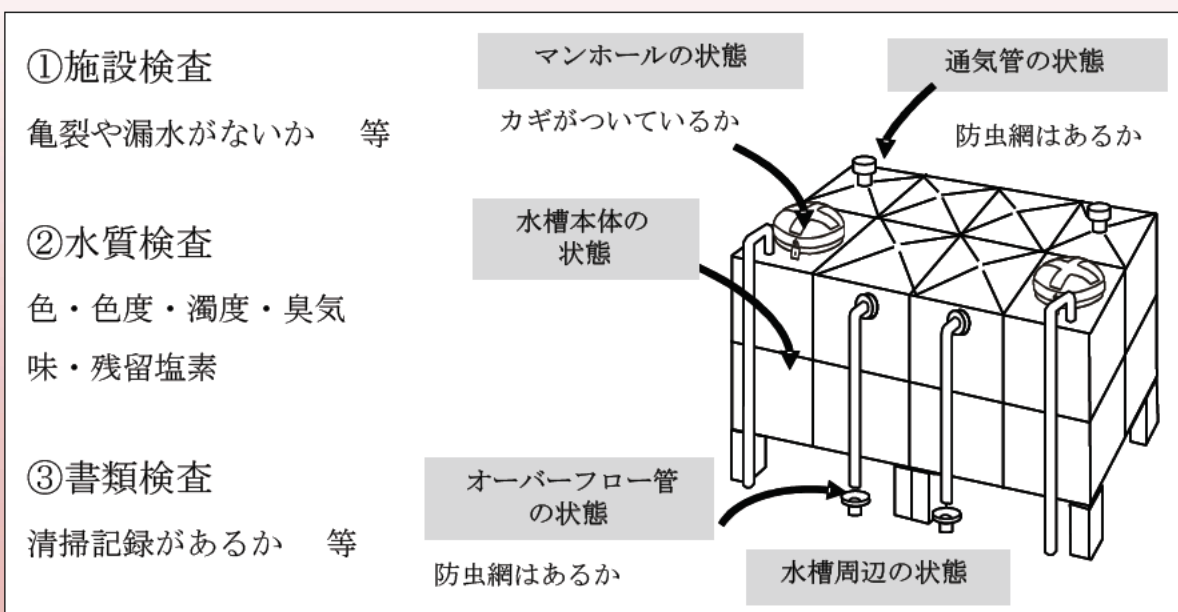
## 管理状況検査とは？

管理状況検査とは、受水槽の亀裂や漏水の有無などの水槽の状態や、ゴミが無いかなどの水槽周囲の状況、マンホールや防虫網の確認、簡易な水質検査などといった、受水槽の総合的な管理状況を確認する検査です。

検査は、専門的な知識を持つ検査員が行います。

受検義務のある受水槽の設置者の方は、毎年1回以上定期的にこの検査を受けなければなりません。

### 受水槽管理状況検査の検査項目



### (3) 小規模な受水槽の設置者に対する自己点検の実施及び報告の指導

受水槽の外壁が外部からすべて点検でき、有効容量が8 m<sup>3</sup>以下のものは、専門の検査機関による管理状況検査受検の義務付けはありませんが、設置者が自ら受水槽の状態を点検し、点検結果を横浜市へ報告することが義務付けられています。このことについて、受水槽の設置者に改めて周知し、自己点検結果を報告するよう指導を行いました（表 10）。

表 10 小規模受水槽水道（地下式を除く 8 m<sup>3</sup>以下）の自己点検結果報告状況

対象施設数	報告施設数*
5,815	891

※自己点検の代わりに市長の指定する検査機関の検査を受けた施設を含む

### (4) 飲料水健康危機管理対応調査

受水槽施設の水質異常を原因とする健康被害が懸念される事故の発生はありませんでした。



## 4 家庭用品の試買検査

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、有害物質の含有量等の基準が定められた家庭用品について、一般に流通している製品の安全性をチェックするため、試買検査を実施しました（令和2年9月から12月まで）。

令和2年度は12件の販売店に立ち入り、繊維製品（ベビー服、えり飾り等）61検体、家庭用化学製品（住宅用洗剤、家庭用エアゾル製品等）9検体、合計70検体の試買検査を行った結果、繊維製品（えり飾り）1検体から有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律で定める基準を超えるアゾ化合物（アゾ色素）が検出されました。同一品の検査も実施した結果、基準値を超えるアゾ化合物（アゾ色素）が検出されたため、基準違反と確定し、当該品の販売者及び輸入業者に対し販売中止、回収、再発防止等の指導を行いました。

### アゾ化合物（アゾ色素）とは？

アゾ化合物とは、アゾ基という化学構造を有する染料などの一群で、皮膚の細菌や酵素の作用で還元されアミンとなります。

生成されるアミンは、もとになるアゾ色素によって決まり、ごく一部のアミンは有害性（発がん性）を持つ恐れがあると指摘されています（特定芳香族アミン 24物質）。

## VI 感染症対策業務

### 1 レジオネラ症防止対策

レジオネラ症は、レジオネラ属菌という細菌を含んだエアロゾル（微細な水しぶき）などを吸入することにより肺炎等を起こす感染症です。「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」において四類感染症に指定されており、患者を診断した医師は直ちに保健所に届け出ることが義務付けられています。人から人へは感染しませんが、特に高齢者が感染しやすく、市内でも毎年数十人の患者が発生しており、過去には死亡例も報告されています。

レジオネラ属菌は、自然環境中に広く存在している細菌ですが、浴槽や給湯設備など温水が循環・停滞する設備に入り込むと増殖しやすいため、これらの設備の衛生管理を適切に行い、レジオネラ属菌の増殖を防ぐことが重要です。

横浜市では、「横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱」により、レジオネラ症を防止するための設備管理方法などを定めています。令和2年度は高齢者が利用する社会福祉施設や公共施設を対象に、パンフレット等による啓発を実施し、レジオネラ症防止対策の徹底を図りました。

また、レジオネラ症患者の発生時には、患者が利用した施設の調査や必要に応じた改善指導を行いました。

#### (1) 社会福祉施設等への立入調査、指導

高齢者が利用する社会福祉施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設など）や、横浜市が所管する公共施設（地区センター、地域ケアプラザなど）等に対して立入調査を実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえ、パンフレットの郵送等により入浴設備などの適切な維持管理の啓発指導を行いました（表11）。



表11 社会福祉施設等への啓発件数（延べ施設数）

種類		啓発施設数	合計
社会福祉施設	特別養護老人ホーム	148	665
	介護老人保健施設	78	
	有料老人ホーム	251	
	ショートステイセンター	9	
	その他	179	
公共施設 （建築物における衛生的環境の確保に関する法律第2条に規定する特定建築物を除く）			231

## (2) レジオネラ症患者発生時の対応

令和2年度は市内医療機関から40件のレジオネラ症患者の発生届出があり（表12）、また、他自治体からレジオネラ症患者発生に伴う調査依頼が2件ありました。

発生届出のあったレジオネラ症患者は高齢者が多い傾向があり、特に年齢では70代以上が多く、性別では男性が多く見られました（図1）。患者発生時対応として、感染原因究明、感染拡大防止のため、感染症担当部署と連携して患者行動履歴の調査、患者利用施設の調査・検査を行いました。

患者が使用した入浴設備など、感染源の疑いがある設備を対象にレジオネラ属菌の検査を行い（表13）、浴槽水等からレジオネラ属菌が検出された場合は、設備の清掃・消毒の実施や管理計画の改善を指導しました。

表12 レジオネラ症患者発生届出件数

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
46	35	42	55	40

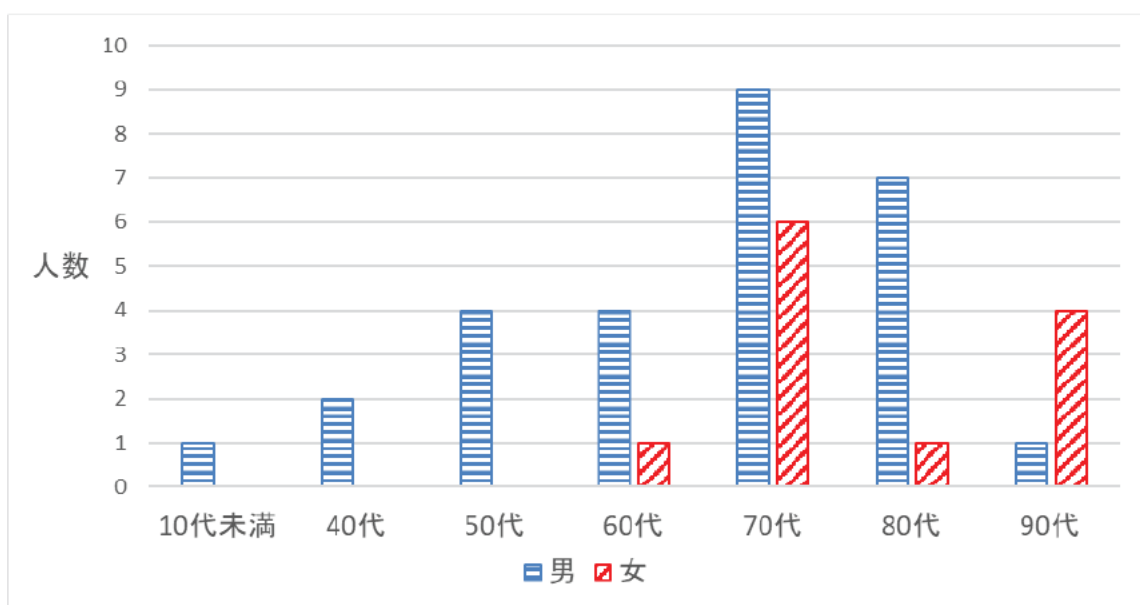


図1 性別・年代別レジオネラ症患者数（令和2年度）

表13 レジオネラ属菌検査件数（延べ施設数）

	検査施設数	レジオネラ属菌 検出施設数
自宅	19	2
公衆浴場	2	0
社会福祉施設	5	1
その他	2	1
合計	28	4

### (3) レジオネラ症に関する周知・啓発

#### ア 家庭向けパンフレットの配布

家庭におけるレジオネラ症対策についてのパンフレットを各区生活衛生課の窓口で配布しました。また、パンフレットをホームページに掲載し、広く周知・啓発を行いました。

#### イ 施設管理者向けパンフレットの配布

設備管理上のレジオネラ症防止対策のポイントについてまとめたパンフレットを施設管理者へ配布しました。



周知・啓発用パンフレット（左：家庭向け 右：施設管理者向け）

## 2 蚊媒介感染症対策

詳細は、「IV重点取組事項」の「2 蚊媒介感染症対策」(P. 4～P. 6)をご覧ください。

## VII 調査・啓発事業

### 1 温泉実態調査

神奈川県からの依頼に基づき、温泉法に基づく許可を受けている市内の源泉（48 か所）及び温泉利用施設（26 施設）について、実態を把握するため、温泉の利用量（揚湯量）及び利用状況の調査を行いました（令和2年4月から令和3年3月まで）。

### 2 ドライクリーニング溶剤の使用管理状況に関する調査

厚生労働省からの依頼に基づき、ドライクリーニング溶剤を用いて洗濯を行う市内のクリーニング所 385 施設を対象に、溶剤の使用状況や管理の実態調査を実施しました（令和2年7月から9月まで）。

## VIII 環境衛生関係の相談対応や啓発

### 1 住まいの衛生に関する相談

シックハウス症候群<sup>※</sup>やダニ、カビ、結露など住まいに関する市民の皆様からの相談に対応しました（表 14）。

また、区役所の両親教室等で住まいの衛生に関する講習会を実施しました（12 回実施、受講者 161 人）。

新型コロナウイルス感染症の影響により、例年に比べて講習会実施回数や規模が縮小されています。



表 14 住まいの衛生に関する相談件数

相談内容	相談件数
シックハウス症候群（ホルムアルデヒドなど揮発性有機化合物）	23
ダニ・ダニアレルゲン	7
結露・カビ	7
その他	26
合計	63

※ 新築・改築後に建材等から発生する化学物質により、居住者が様々な体調不良を起こすこと

### 2 ねずみ・昆虫等の相談

スズメバチやねずみ、その他の衛生害虫について、市民の皆様からの相談に対応しました（表 15）。

中でも、ハチの巣に関する相談が最も多く、令和2年度は 3,606 件の相談が寄せられました。相談に対応するため、「横浜市スズメバチ等対策実施要領」に基づき、自主駆除を希望される場合の防護服や駆除機材の貸出や適切な駆除方法の助言を行いました。





スズメバチ

表 15 ねずみ・昆虫等に関する相談件数

相談内容	相談件数
スズメバチ	1,624
アシナガバチ	1,721
ミツバチ	98
その他ハチ	163
ねずみ	1,693
トコジラミ	149
その他衛生害虫等	1,395
合計	6,843

## IX 自主衛生管理の推進

環境衛生関係施設の衛生状態を維持するには、構造設備基準及び衛生措置基準の遵守や社会情勢等にあわせた衛生管理が必要であるため、衛生意識の向上を図るとともに自主衛生管理を推進しました。

また、衛生管理状態が良好で環境衛生の向上に特に功労のあった29施設を表彰しました。



## X 今後の取組について

横浜市保健所では理・美容所、ホテル、公衆浴場等の環境衛生営業施設や特定建築物、受水槽施設の衛生管理指導の実施、レジオネラ症や蚊媒介感染症の発生・拡大防止に向けた指導啓発、衛生害虫発生防止のための相談対応等を通じて、市民の皆様の安心・安全確保に取り組んでいます。

特にレジオネラ症は、高齢の方や免疫機能が低下している方が感染しやすく、患者発生届出件数もここ数年、年間40～50件台を推移しています。そのため、高齢の方が利用する社会福祉施設や公共施設、公衆浴場施設等を対象に、レジオネラ症防止対策の指導を行っています。今後も、レジオネラ症患者の発生時には原因究明のために患者利用施設等の調査を行い、再発防止対策や改善を指導します。

また、令和3年度に延期された東京2020大会に向けて環境衛生対策を強化するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための消毒や換気に関する啓発などに取り組んでいきます。





---

令和2年度 横浜市環境衛生業務実施結果

---

編集・発行

横浜市健康福祉局生活衛生課

発行年月

令和3年8月

TEL : 045-671-2456 FAX : 045-641-6074

メールアドレス : [kf-seikatsueisei@city.yokohama.jp](mailto:kf-seikatsueisei@city.yokohama.jp)

---